

茨城県において遊漁船業を営む申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの営業損害（逸失利益）について、申立人に発生した費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直すことで、東京電力の直接請求手続において採用された貢献利益率が見直され、その結果の増額分が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と、被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期限に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 平成23年3月11日から平成30年3月末日までの
営業損害（逸失利益）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期限に限る。）に対する和解金として既払金2501万8632円のほか、金362万8428円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子

力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年11月2日

(仲介委員 飯塚 優子)